

令和元年度

教育委員会定例会
(3月)

令和2年3月17日(火)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和2年3月17日（火） 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議 事
 - (1) 議案第33号 鹿屋市第3期教育振興基本計画の策定について (P 2)
 - (2) 議案第34号 令和元年度教育委員会点検・評価について (P 3)
- 5 報 告
 - (1) 鹿屋市議会3月定例会の一般質問について (P 4)
 - (2) 鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部改正について (P 14)
 - (3) 令和元年度鹿屋市立鹿屋看護専門学校の入試結果について (P 17)
 - (4) 鹿屋市第2期生涯学習基本構想について (P 18)
 - (5) 社会教育委員の会議における答申について (P 19)
 - (6) 公民館運営審議会における答申について (P 20)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第33号

鹿屋市第3期教育振興基本計画の策定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年3月17日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市第3期教育振興基本計画を策定したいので、本案を提出するものである。

議案第 34 号

令和元年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和元年3月17日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

1-1 教育行政について	会派名	政経・未来
<p>【質問の要旨】 <u>学習指導要領が改訂され、2020年度より小学校から順に実施されるが、本市の将来を担う子どもたちをどのように育てていくか、その教育目標を示されたい。</u></p>		
<p>【答弁の要旨】 現在、世界中が新型コロナウイルスの脅威にさらされ、いつ自分が罹るか、日本は今後どのようになっていくのか、といったような様々な不安を抱えながら、健康の大切さ、命の尊さを改めて痛感している。</p> <p>また、その対策の一つとして、楽しみにしていたイベントや、記念式典などの中止が決定される中、これらを冷静に受け止め、周囲のことに十分に気を遣いながら、この国難に対応していこうとしている。</p> <p>このような、国民としての気高さは、世界中が認めた日本人の優れた資質であり、未来を託す子どもたちに、教育を通してしっかりと引き継いでいかなければならない大切な宝だと考えている。</p> <p>また、このような誇るべき資質は、学校教育はもとより、家庭、地域社会が一体とならなければ育むことは難しく、今後も、地域総ぐるみで取り組むべき大きな課題だと考えている。</p> <p>このような認識の下、<u>予測の難しい時代を生き抜く子どもたちに、地域社会に貢献しながらよりよく生きようとする「豊かな心の教育」、夢の実現と様々な課題を解決するための「学力の向上」、これらを生涯にわたって支える「健やかな体の育成」、これらについて、実効性のある方策をとらねばならないと</u>考えている。</p> <p>具体的には、「<u>豊かな心</u>」を育むため、学校教育はもとより、<u>特に来年度からは家庭を中心に</u>取り組む「<u>親と子の20分間読書</u>」運動や、いつでもどこでも本が手にできる「<u>まちなか図書館</u>」等を推進したいと考える。</p> <p>次に「<u>学力の向上</u>」は、<u>県総合教育センターとの連携による、地域全体の授業力・学力向上と、ICTを活用した分かる授業の展開</u>により、鹿屋市全体の学力向上をめざしていきたいと考えている。</p> <p>学力に係る現状としては、<u>本年度の鹿児島学習定着度調査において、初めて本市小学校が、県平均や鹿児島市平均を上回った</u>ところで、中学校はあと一歩といった状況である。</p> <p>「<u>健やかな体の育成</u>」については、鹿屋体育大学等の御支援をいただきながら、学校体育や部活動の充実を図ると共に、<u>現在、全小学校で実施しているフッ化物洗口について、生涯にわたる健康の基礎をつくる観点から、来年度からは全ての中学校でも実施</u>することとしている。</p> <p>教育委員会としては、<u>これまで同様、様々な工夫をしながら、教育の質の向上を目指す</u>が、そのほとんどが<u>地域の御理解と御協力の下、例えば「鹿屋版寺子屋」のように、学校や地域が一体となっ</u>てはじめて子どもの健全な成長につながるものだと考えている。</p>		

今後とも、地域の中の学校、そして「地域の子どもは地域で育てる」という理念と覚悟のもと、「未来につながる住みよいまち かのや」の大きな一翼を担う教育を展開してまいりたい。

1-2 教育行政について

会派名

政経・未来

【質問の要旨】

学習指導要領の主な改訂点と今後の進め方について示されたい。

【答弁の要旨】

来年度から小学校で実施される新学習指導要領では、プログラミング教育をはじめ、道徳の教科化等の様々な改訂点がある。それらの中の1つ「英語教育の充実」については、小学校5・6年生で教科としての英語が、3・4年生では改めて外国語活動が始まる。

本市ではこれまで、鹿屋市を5つに分けた英語圏ごとに授業を通じた研修を行うなどして、一昨年度から全小学校で、新学習指導要領の内容や時数を前倒して実施しているが、授業においては、担任が英語指導講師（JTE）や外国語指導助手（ALT）と協同授業を行うなどして、より一層質の高い授業となるよう努めている。

主な改訂の2つ目は、情報教育である。今回、国は、1人1台のタブレット等の端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を行い、最先端のICTを活用することで、子どもたちの力を最大限に引き出すことをねらいとした「GIGAスクール構想」を打ち出した。

具体的には、一人ひとりがタブレットを活用して、自分の考えを教師や他の子どもたちに送ったり受け取ったりできる双方向型の授業や、学習履歴をもとに、一人ひとりの理解度に応じた学習ができるようになる。

さらに、授業等において、積極的な発言や行動ができなかった子どもが、自分の興味関心に応じて情報を集めたり自分なりの意見を持ったりすることができ、学習意欲の向上につながるものと考えている。

今後、タブレットや通信ネットワークの整備をしたり、ALT等の一層の活用を図ったりして、子どもたちにとって良質な教育を提供してまいりたい。

1-3 教育行政について

会派名

政経・未来

【質問の要旨】

教職員の指導力が問われるが、サポート体制をどのように図っていくか。また、社会総ぐるみで取り組んでいく必要があると思うがどうか。

【答弁の要旨】

教職員のICT活用能力など、その資質向上については、国や県総合教育センター等の各種研修に参加させたり、研究・実践校を指定してそのノウハウを全体に拡げたり、ICTに関する初心者向けの研修会を実施したりしている。

また、各学校における校内研修等には、指導主事やICT支援員を派遣して教職員のICT活用の指導等を行っているが、機器の充実が進む中、地域にいる専門的な技術や知識を持つ方々を学校応援団として協力を願うなど地域と一体となって学校支援を図っていききたい。

一方、児童生徒への情報モラルやSNSの正しい使い方に係る教育は益々重要になってきており、道徳をはじめとした各教科等の授業で行う他、「ノーメディアデーの設定」や「守ります、9時オフ」等の取組を家庭やPTA、地域と一緒に取り組んでいかなければならないと考えている。

このような様々な教育活動や学校行事において、地域の熱意をもった方々に協力をいただきながら、社会総ぐるみで教職員をサポートしていただきながら、子どもたちへのよりよい教育に更に取り組んでいききたい。

1-4	教育行政について	会派名	政経・未来
【質問の要旨】 病気療養や不登校など学校で授業を受けられない児童・生徒のため、ICTを活用した自宅学習をサポートする体制づくりを図れないか。			
【答弁の要旨】 本市の不登校児童生徒の現状は、病気や事故等を除き年間30日以上欠席した、いわゆる不登校については、学校へ復帰した者を除き、 <u>小中学校合計で110名程度、これは昨年度とほぼ同数であり、原因としては友人関係や無気力、学業不振等、これらの要因が複合的に絡み合っている場合も多くなっている。</u> また、 <u>病気療養等で30日以上欠席をしている児童生徒は、小中学校あわせて10名</u> いる。 <u>不登校や病気療養の児童生徒に対しては、自宅や病院などを訪問し、教育相談や学習支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやマイフレンド相談員を派遣するなど、学校、家庭、関係機関と連携しながら、心のケアにも努めている。</u> <u>教育委員会としては、令和5年度までに小中学生に1人1台のタブレット等を配置する計画を進めることとしており、各学校での活用はもとより、不登校生の学業指導等に当たっている適応指導教室での活用など、文部科学省から通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」を参考にしながら、今後有効な手立てを研究していききたい。</u>			

1-4	教育行政について	会派名	政経・未来
【質問の要旨】 スマートフォンなどで閲覧できる電子書籍の普及が進んでいるが、今後、読書教育をどのように進めていくか。			
【答弁の要旨】 読書活動は、心を豊かにするとともに、読解力の育成にも資するものとして、学校教育はもとより生涯学習の立場からも極めて大切な活動として、昔から大切にされてきた。しかし最近では、活字離れ、本離れが問題となってきている。			

一方、近年は、インターネットやSNS等の普及により、私たちを取り巻く環境は急激に変化し、スマートフォンやタブレット等の電子書籍で読書する人も増えている。

電子書籍での読書は、「いつでも、どこでも、読みたいところを手軽に読める。」
「検索機能で特定の言葉を簡単に探すことができる。」などの利点がある。

それに対して、紙の本による読書は、読んでいる実感がわきやすく、読み終えたあとの満足感があることなど、様々な効果があることは、これまでも度々指摘されているが、昨年12月、国立青少年教育振興機構は、その報告書「子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究」において、「読書している人はしていない人よりも「自己理解力」や何事にも進んで取り組む「主体的行動力」、多面的に考える「批判的思考力」が高い傾向にある。さらに、それらの能力は、スマホ等よりも本で読書している人の方が高い傾向になる。」といった調査結果を発表した。

このことは、特に子ども時代の本による読書は、言葉や文字に触れ、豊かな感性や情緒の基盤を育むとともに、表現力を高め、想像力を豊かにするなど、人格の基礎を培う大切な活動であることを改めて示している。

教育委員会としては、整備が大きく進行するICT機器の活用能力育成とともに、心豊かで瑞々しい感性をもつ鹿屋の子どもたちの育成を図るために、家庭で夕食後などに、子どもの音読を親が傍らでじっと耳を傾け、読み終わったら親子で想いを語るといったような「親と子の20分間読書」運動を推進するとともに、リナシティや北田サルugg等に児童書や一般図書などの本を置き、いつでも誰でも読みたい本を手にし、読むことのできる「まちなか図書館」の設置などを進めている。

今後とも、これらの読書運動が市内全域で広く認知され実施されるよう、学校、保護者、地域の方々への周知を図るとともに、まち全体の市民運動となるよう努めていきたい。

2 「サル」被害対策について

会派名

政伸クラブ

【質問の要旨】

2月8日に串良中学校の生徒が登校中にサルに遭遇し、軽い傷を負い、医療機関を受診した。学校連絡メール、防災行政無線は利用したか。

【答弁の要旨】

児童生徒の登下校の際の安全確保については、不審者や災害等への対応など、日ごろから具体的に指導しているが、サルやイノシシ等に遭遇した際の指導としては、これまで出沒が確認される度に、その都度、必要な指導や注意喚起を行ってきたところである。

今回の串良中の生徒の件は、幸い大事には至らなかったが、当日、学校では、下校前の時間帯に改めて全生徒にサルに遭遇した際の基本的な対応と複数での下校を指導するとともに、串良総合支所や農林水産課、警察等の関係機関と、現場確認を含め、情報共有を行い、それぞれの役割について確認を行った。

また、市教育委員会では、市内の全ての小中学校に対しても、児童生徒がサルに遭遇した際の具体的な対処方法について、通知を行ったところである。

なお今回は、学校連絡メールや防災行政無線などは使用しなかったが、台風・洪水等の自然災害や、大きな事件・事故など、重要なお知らせとして、有効な手段であることから、教育委員会としては、緊急性や必要性に応じて、関係機関と連携し、各学校が適切に対応するよう、学校への指導を行い、児童生徒の一層の安全確保に努めていきたい。

3 | 引きこもり対策について

会派名

至誠・公明

【質問の要旨】

将来、ひきこもりの状態にならないように、小中学生の不登校への対応はどうか。また、卒業後も県や民間団体等と連携して取り組むべきではないか。

【答弁の要旨】

本市の不登校児童生徒の現状は、病気や事故等を除き、年間30日以上欠席した、いわゆる不登校については、学校へ復帰した者を除き、小中学校合計で110名程度、これは昨年度とほぼ同数となっている。

そのうち、本年度、不登校児童生徒の学習指導などを行っている適応指導教室には17名が通っており、民間フリースクールには8名が通っている。

不登校児童生徒への対応は、不登校となった要因を的確に把握し、学校や家庭、また必要に応じて関係機関と情報共有し、個々に応じたきめ細やかな支援策を策定することが重要であることから、各学校においては、不登校児童生徒一人一人に対して、支援チームをつくり、個別の支援計画をもとに、家庭訪問や教育相談、学習支援などを実施している。

さらに、未然防止の取組として、人間関係づくりやコミュニケーション能力を高めることを目的とした構成的グループエンカウンターを年間6時間以上、全ての学校で実施しているところである。

また、将来の社会的自立に向けて、進路を支援することが必要であることから、社会とのつながりを絶やさないために、関係機関との支援ネットワークの中で、恒常的な情報交換等の機会を確保しながら、不登校の児童生徒はもとより、一人ひとりの将来を見据えた教育活動の支援に努めていきたい。

4-1 | 外国語教育の充実について

議員名

中馬議員

【質問の要旨】

外国語（英語）の指導には、英語の資格を持っている教員が望ましいが、市内の小学校において、英語の免許又は英検の資格を持っている教員が何名いるか。

【答弁の要旨】

本市における小学校教員のうち、中学校・高校の英語教員免許を有しているのは12人で、全体の3.5%となっている。また実用英語技能検定、いわゆる英検の準2級以上の資格をもった教員は21人で、全体の6.1%となっている。

そのような中、本市の各小学校においては、中学校の英語教員が6年生の教室で出前授業を行ったり、更には花岡小中学校などの一貫校で英語教員が高学年の乗り入れ指導を実施したりするなど、充実した授業の実践が行われている。

また、本市では、大学教授を招へいする英語指導法研修会に加え、中学校区を中心とした5つの英語教育圏毎に、地域や学校の実情に応じて研究授業や協議を行うなど、授業力の向上を目指した実践研究を推進している。

4-2	外国語教育の充実について	議員名	中馬議員
【質問の要旨】 外国語指導助手・国際交流員（ALT・CIR）の配置状況はどうか。また今後増員することや、英語専科等を配置することについてどうか。			
【答弁の要旨】 外国語指導助手の配置状況は、平成30年度に2名増員し、7名のALTが各小中学校、鹿屋女子高等学校に配置され、児童生徒が生きた英語に触れる機会が増えた。 また、同様に国際交流員についても、昨年の夏からタイ出身のCIRが1名加わって2名となり、本年度は、市内の幼稚園や保育園、小中学校において、異文化交流や語学指導などの出前授業を19回実施し、国際交流を推進している。 次に英語専科については、本年度、県は小学校の外国語活動の充実を図るため、計27名を配置したが、そのうち1名が本市に配置され、4校の小学校を担当し、担任と連携を図りながら、高学年の授業を中心に指導と評価を行っている。 その他に、本市では、英語の教員免許や英検等の資格を有する英語指導講師を市独自に5名雇用し、担任と一緒に質の高い授業を実践してきた。そのため、毎年、他市町村からの視察等も多数ある。 今後も、市教育委員会としては、英語の専門的な人材を確保し、鹿屋の子どもたちのために質の高い英語の授業の実現を目指していきたい。			

4-3	外国語教育の充実について	議員名	中馬議員
【質問の要旨】 「かのや英語力向上プロジェクト」として、イングリッシュキャンプや中学生海外派遣研修など取組がなされているが、その成果と課題を示されたい。			
【答弁の要旨】 平成28年度から始まったイングリッシュキャンプも今年度で4年目となり、延べ481人が参加した。昨年度から年5回実施し、参加者はALTや留学生と一緒に英語を使いながら、体験活動や英会話レッスンなどに挑戦できるよう、内容の充実を図っている。 その結果、9割以上の参加者が、実施後のアンケートで「本物の英語に触れた。」「英語を使ってALTや留学生と心が通じあった。」といった感想を寄せている。			

課題としては、特に高校生の参加率が少ない点であり、一人でも多くの高校生に参加してもらうために、リーダー育成の視点でキャンプに参加してもらったり、キャンプの内容を一部高校生向けに改善したりするなど、準備を進めている。

次に、中学生海外派遣研修については、10月に実施される市中学生英語弁論大会において優秀な成績をおさめた生徒を毎年2名、12月に海外へ派遣している。

成果としては、帰国した生徒の報告書から、語学力の向上だけでなく、初めて異国の文化に触れた感動やホストファミリーとの出会いなど貴重な体験ができたこと、また自分の将来の目標が明確になったことなどがあげられる。

市教育委員会としては、海外研修は言葉や文化の壁を乗り越えて自分を大きく成長させる絶好の機会であると考え、もっと多くの生徒に体験してもらいたいと希望している。

4-4 外国語教育の充実について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】 <u>外国語の導入により年間授業時数が増えたが、各教科等の欠時数に対応できる予備時数は確保できるか。また、児童生徒が参加する行事等は見直したか。</u></p>		
<p>【答弁の要旨】 <u>新学習指導要領の改訂に伴い、小学3年から6年において、年間の総授業数は、それぞれ35時間、週当たりにして1時間弱、現行より増加する。一方で、円滑な教育課程の実施のためには、近年、特にたびたび大きな災害を発生させるような大雨や台風に伴う休校、インフルエンザ等による学級閉鎖や学級閉鎖等に備えた適切な予備時数が不可欠である。</u></p> <p><u>そのため、各学校では、土曜授業を10回実施したり、学校行事を見直したりするなど、学校の実態に応じた教育課程編成の工夫等を行っており、また市教委主催の研修会や会合についても、平成29年度から令和元年度の3年間で、8つを削減、16を縮減するなどの改善を行ってきた。</u></p> <p><u>その結果、本市における今年度の平均予備時数は、小学校でおよそ51時間、日数にして8.5日分、中学校ではおよそ49時間、8日分を確保している。</u></p> <p><u>一方で、児童生徒の参加する行事についても、過重な負担に配慮しつつも、活躍の場は確保するため、子どもサミットを隔年開催にしたり、水泳記録会や陸上記録会については、種目を精選したりするなど、スリム化を目指した行事の開催・運営の在り方について、これからも適時検討していく。</u></p> <p><u>新指導要領が全面実施となる来年度以降も、円滑に教育課程を実施できるよう、市教委として状況把握及び指導に努めていく。</u></p> <p><u>なお、今回の新型コロナウイルス対応のための臨時休業による授業時数不足等については、児童生徒への教育保障を第一に考え、次年度以降、長期休業中の取扱いも含めて、検討していきたい。</u></p>		

5	学校における職員のハラスメントについて	議員名 中馬議員
<p>【質問の要旨】 <u>職員のハラスメントの実態調査を行っているか。各学校・教育委員会に相談窓口があるか。各学校での研修等の取組状況はどうか。</u></p>		
<p>【答弁の要旨】 職場におけるハラスメントは、人としての人格や尊厳を侵害するものであり、勤労意欲の低下や職場環境の悪化を招くなど、学校現場はもとよりあらゆる職場において絶対にあってはならないものとして認識している。</p> <p>ハラスメントの実態調査は、鹿屋市教育委員会として「実態調査」という名称の調査は実施していないが、<u>鹿屋市総括安全衛生委員会における教職員用調査や各学校における校内衛生委員会の事前アンケート等により、教職員の心身の健康状況を適切に把握したり、管理職により年3回実施される教職員との個別面談を通したりして、ハラスメントの早期発見や対応に努めている。</u></p> <p>ハラスメントの<u>相談窓口</u>について、各学校では、<u>男女それぞれ1名のハラスメント相談窓口</u>をおき、年度当初に全職員に周知している。一方、<u>鹿屋市教育委員会</u>においては、<u>学校教育課の男女各1名が相談窓口</u>として、ハラスメントに関する相談を受けている。</p> <p>ハラスメントに関する研修について、鹿屋市教育委員会がハラスメント防止のために作成している資料「<u>鹿屋市スクール・セクシャル・ハラスメント防止に関する指針</u>」や「<u>ハラスメントのない職場にするために</u>」を用いて、<u>全職員へ周知・啓発</u>するように年度当初の校長研修会等で指導している。</p> <p>また、8月や12月の<u>不祥事防止月間</u>においても多くの学校が<u>講師を招聘</u>し、過去のハラスメントに当たる<u>具体例</u>などを活用して意見交換をしたり、自分自身の<u>体験や経験を振り返り</u>たりする<u>参加型・体験型の研修</u>を繰り返し、ハラスメントについての認識を深めている。</p> <p>鹿屋市教育委員会としては、これまでもハラスメント等の不祥事根絶に向けて、<u>管理職研修会</u>や他の研修会を通して、<u>学校職員の服務規律の指導の徹底</u>を図ってきたが、今後とも、<u>児童・生徒を教育する者としての倫理観や職責感を高めるよう指導の徹底</u>に努めていきたい。</p>		

6	学校納入金について	議員名 中馬議員
<p>【質問の要旨】 <u>学校における実習生の人数と教育実習費の金額及びその用途はどうか。実習費の会計の取扱、会計監査の状況はどうか。取扱要綱の作成が必要と思うがどうか。</u> <u>また、学校・P T A等への寄附金の取扱いについて指導がなされているか。</u></p>		

【答弁の要旨】

教育実習は、将来、教員を目指す学生が学校現場に赴き、実際の授業や様々な教育活動に参加し、理解を深めることを目的に行われており、令和元年度における本市の受入状況としては、小学校6校で41名、中学校5校で35名の計11校で76名であり、大学等から支払われた教育実習費は、総額で約44万円がそれぞれの学校へ支払われている。

また、受け入れた教育実習費については、その使途についても各学校長の責任において管理のうえ執行することとしており、実習で使用する図書や教材、資料、コピー用紙等の購入、また学校で必要な消耗品等、学校運用に係る経費等へ支出されている。

次に実習費の取扱いについて、昨年度までは、受け入れ方法や経費の使途等は、各学校の判断に委ねられていたことから、本市においては、平成31年1月に、市内全ての小中高等学校長に対して通知を行い、

- 教育実習の意義を理解し、組織として全校指導体制で取り組むこと
- 実習費の受領については、学校長の責任において、適切な管理の下、実習を効果的に行うための経費として活用すること
- 会計監査の実施等により、確実に適正な会計処理を行うこと、等を指導した。

また、同年11月に策定した「学校納入金等取扱いマニュアル」に規定した他の学校納入金と同様に、公金に準じた取扱いとすることを位置づけ、通知を行った。

しかしながら、会計監査については、一部の学校において、本年度分の監査がまだ完了していないなど、管理体制が不十分な状況が見受けられている。

これらの状況を踏まえ、教育実習費の取扱い要綱の作成については、これまで学校への通知として、示してきた取扱いの留意事項等について、改めて「学校納入金等取扱いマニュアル」の中で教育実習費を位置づけ、毎年度、継続的に管理職研修等において、適正で透明性のある運用が行われるよう指導に取り組んでいく。

学校・PTA等への寄附金の取扱いについて、毎年、PTAや卒業生、地域の方々などから、小中学校に対して、テントや図書、備品、寄附金など様々な形で寄附を頂いており、教育委員会として大変感謝している。

これらの寄附について、学校で受け入れる場合、鹿屋市会計規則に則り、寄附採納の手続きを行うこととしており、このことは管理職の研修会や各学校で財務事務を担当する職員の研修会等において周知、指導している。

このような中、市の学校定期監査においては、寄附採納の手続きの漏れについて、指摘を受けている学校もあり、今後とも適切な処理について、継続的に指導を徹底していききたいと考えている。

なお、PTAに対する寄附については、任意団体であることから、各PTAにおいて適切な会計処理がなされるよう、PTA連絡協議会の研修会等の機会を利用して、適切に周知していききたい。

7	学校における集団フッ化物洗口について	議員名	米永議員
<p>【質問の要旨】</p> <p><u>学校現場で、フッ化物洗口液を教職員が溶解、希釈する行為は、薬機法及び薬剤師法に抵触しないか。厚生労働省から示された「調剤業務のあり方について」について、どのような見解か。</u></p> <p><u>学校の現場で現在行っている、うがいをした後の洗口液を再びコップに戻す行為について、マナー上からも好ましくないと思うが、改善できないか。</u></p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p><u>学校におけるフッ化物洗口は、本市を含め全国の多くの学校等で行われているが、これらの取り組みは、平成15年に厚生労働省が様々な法律等に基づき策定した「フッ化物洗口ガイドライン」に則って実施しているものであり、医療品、医薬品外品、化粧品及び医療機器の品質及び安全性を確保することを目的とし、その販売や製造取扱等を規定している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」いわゆる「薬機法」や、薬剤師の職務や業務等について規定している「薬剤師法」などの法律等には抵触していないと考える。なお本件についても、県歯科医師会、市薬剤師会等に指導をいただき確認した。</u></p> <p>また安倍首相の2つの答弁について、「お尋ねの濃度を間違えた例など」の意味するところが必ずしも明確で無いが」との前置きをした上で、厚労省の「フッ化物ガイドライン」の一部をそのまま読み上げられたものと。もう一つは、「フッ化物洗口事業」「行政主導事業」及び「このような考え」の具体的に意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である」とした上で、一般的な校長等の職務や、文科省が各都道府県教育委員会に宛てた通知の一部の「児童生徒・保護者の同意を得ること、「フッ化物洗口ガイドライン」を参考に慎重かつ適正に行うこと」との通知内容を紹介しているものであり、学校におけるフッ化物洗口を推奨している厚労省や文科省の趣旨そのものだと考える。</p> <p>平成31年4月2日付けで厚生労働省から示された「調剤業務のあり方」について、<u>薬剤師法第19条において、薬剤師以外の者が販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定していることに対し、本通知は、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するというを前提として、薬剤師以外の者に実施させることができるようになった業務の基本的な考えについて、まとめたものであり、すでに調剤された医薬品を購入して学校で実施するフッ化物洗口については、影響を及ぼすものではない。</u></p> <p><u>うがいをした後の洗口液を再びコップに戻す行為について、フッ化物洗口の一連の流れを説明すると、教師が10cc程度の洗口液を児童一人一人のコップに注入し、児童はその洗口液を口に含み、音楽に合わせて右や左に傾けたり、下を向いたりして1分間ぶくぶくうがいをを行いながら、しっかりと歯にしみこませた後、コップに戻すという一連の保健活動である。</u></p> <p><u>この一連の活動を職員や児童の全員が理解し正しく行うことは、生涯の健康に関わるとても大切なことであり、終了時に洗口液をコップに戻すことは当然のことで、マナー違反とは考えていない。また、洗口液は飲み込むものではないので、コップに戻すことは指導上、必要なことであると考え。</u></p>			

報告 (2) 鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部改正について

鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部を改正する要領

鹿屋市指定学校変更事務取扱要領（平成18年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

別表第2 地域的配慮の部を次のように改める。

3	地域的配慮	校区外就学境界地域図に表示されている、特定の指定学校の境界地域に居住している場合		
		1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校でない方の中学校に就学する場合（名貫町及び永野田町から大始良中学校に就学する場合に限る。）		
		19学級以上の学校（以下「大規模校」という。）の通学区域から通学区域の境界の一部が隣接する大規模校以外の学校に就学する場合（寿1丁目の寿北小学校の通学区域で鹿屋小学校に就学する場合（寿北小学校に在学している場合を除く。）に限る。）		

附 則

この要領は、令和2年3月13日から施行する。

鹿屋市指定学校変更事務取扱要領の一部を改正する要領新旧対照表

改正後					改正前				
○鹿屋市指定学校変更事務取扱要領 平成18年10月 1 日制定 (変更の許可) 第3条 教育委員会は、前条の就学すべき学校の指定の変更申立書の内容が指定学校変更申立許可基準に相当すると認められるときは、指定学校を変更することができる。 2 前項の指定学校変更申立許可基準は別表第1 <u>及び別表第2</u> のとおりとし、通学に関する全ての問題は保護者の責任とすることを条件とする。 別表第2 (第3条関係)					○鹿屋市指定学校変更事務取扱要領 平成18年10月 1 日制定 (変更の許可) 第3条 教育委員会は、前条の就学すべき学校の指定の変更申立書の内容が指定学校変更申立許可基準に相当すると認められるときは、指定学校を変更することができる。 2 前項の指定学校変更申立許可基準は別表第1 のとおりとし、通学に関する全ての問題は保護者の責任とすることを条件とする。 別表第2 (第3条関係)				
区分	種類	特種事情の許可基準	添付書類	許可期限	区分	種類	特種事情の許可基準	添付書類	許可期限
(略)					(略)				
3	地域的配慮	校区外就学境界地域図に表示されている、特定の指定学校の境界地域に居住している場合			3	地域的配慮	校区外就学境界地域図に表示されている、特定の指定学校の境界地域に居住している場合		
		1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校でない方の中学校に就学する場合(名貫町					1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校でない方の中学校に就学する場合(名貫町		

改正後				改正前			
		及び永野田町から大始良中学校に就学する場合に限る。)				及び永野田町から大始良中学校に就学する場合に限る。)	
		19学級以上の学校（以下「大規模校」という。）の通学区域から通学区域の境界の一部が隣接する大規模校以外の学校に就学する場合（寿1丁目の寿北小学校の通学区域で鹿屋小学校に就学する場合（寿北小学校に在学している場合を除く。）に限る。）					
(略)				(略)			

報告 (3) 令和元年度鹿屋市立鹿屋看護専門学校の入試結果について

A日程・B日程 入学試験結果状況						
令和2年3月6日(金)現在						
募集定員	30人					
項目	内訳			平成30年度		
				うち男性数	うち男性数	
志願者数	A日程 推薦選考	指定校推薦	7人	1人	8人	1人
		一般推薦	6人	2人	8人	1人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	8人	4人	12人	6人
	小計		21人	7人	28人	8人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	34人	10人	29人	5人
	二次試験	卒業生・社会人	B日程で、誓約書提出者数が 定員に満たしたため不要		5人	1人
	合計		55人	17人	62人	14人
受験者数	A日程 推薦選考	指定校推薦	7人	1人	8人	1人
		一般推薦	6人	2人	8人	1人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	8人	4人	12人	6人
	小計		21人	7人	28人	8人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	33人	10人	27人	5人
	二次試験	卒業生・社会人	B日程で、誓約書提出者数が 定員に満たしたため不要		5人	1人
	合計		54人	17人	60人	14人
合格者数	A日程 推薦選考	指定校推薦	7人	1人	8人	1人
		一般推薦	6人	2人	3人	1人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	5人	2人	4人	3人
	小計		18人	5人	15人	5人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	26人	5人	22人	3人
	二次試験	卒業生・社会人	B日程で、誓約書提出者数が 定員に満たしたため不要		5人	1人
	合計		44人	10人	42人	9人
入学 予定者数 (誓約書提出者数)	A日程 推薦選考	指定校推薦	7人	1人	8人	1人
		一般推薦	6人	2人	3人	1人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	4人	1人	4人	3人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	13人	3人	10人	2人
	二次試験	卒業生・社会人	B日程で、誓約書提出者数が 定員に満たしたため不要		4人	0人
	合計		30人	7人	29人	7人
	<R元年度実施分>	① B日程一般選考において、合格者18人、補欠11人を確定				
	② 合格者18人のうち、10人の辞退申出あり → 合格者8人確定 残り5人必要					
	③ 補欠1から順次繰上合格を通知					
	④ 補欠1、2、4の3人に辞退申出があり、補欠8番目で合格者13人となり定員30となった。					

報告 (4) 鹿屋市第2期生涯学習基本構想について

別添のとおり

報告 (5) 社会教育委員の会議における答申について

別添のとおり

報告 (6) 公民館運営審議会における答申について

別添のとおり